

平成20年度

特別養護老人ホーム梁川ホーム・梁川ホーム（短期入所生活介護）

事業計画

1. 事業方針

関係諸法令等の遵守、ノーマライゼーション・人権尊重の理念と「梁川ホーム運営理念」に基づき、利用者にとって最良の生活の場を提供できるように、施設自己評価等の結果を踏まえ、問題点の解消と資質向上のため最大の努力を尽くす。

地域社会においても、老人福祉施設として地域に根ざした運営を図るために、地域社会のニーズを的確にとらえながら時代に合わせたサービスを提供し、利用者も地域住民も共に施設の持つ機能を利用できる体制づくりと、地域住民等によるボランティア活動や福祉教育の場としても親しまれる施設づくりを推進する。

また、介護保険制度の対象者である要介護・要支援者に対しては、施設・在宅利用者に関わらず、積極的に施設・居宅サービス計画と介護計画の作成、サービス担当者会議（内部、外部）と進行管理等を行い、的確なサービスの提供、継続的な把握と再評価に取り組み、地域の要請に答えられる体制を確保する。

2. 事業内容

（1）権利擁護

苦情解決委員会の活動の一環として、当施設担当の苦情解決委員会第三者委員の定期巡回（年4～6回）の実施と利用者・家族・外部事業者等との苦情受付懇談会を定期的

に実施する。
利用者の人権を守り、また、相談に対して適切な助言ができるように顧問弁護士の指導協力を得る。

身体拘束その他行動制限等の廃止を徹底する。

利用者の権利擁護と個人情報保護法等に基づく秘密保持の徹底を図る。

（2）入所検討委員会の開催

施設の入所決定に、透明性と公平性を持たせるために、福島県指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所に係る指針に基づき、入所検討委員会を開催する。

（3）介護

多職種協働によるケアマネジメントを推進し、一人一人の利用者に対して総合的で良質なサービスを提供する。

法人事業による認知症介護研修により、認知症に対する理解を深め、適切な介護にあたる。

梁川ホームリスクマネジメント委員会を中心に組織的に事故の分析、改善策の周知徹底、安全を目指すマニュアルの習得に努め、福祉サービスの質の向上により、安全の確保及び事故防止に努める。

利用者の要介護区分の重度化による心身の状態の変化を十分に把握し、心身の状態に適した食事・排泄・入浴等の基本的介護サービスの充実と環境整備の徹底に努める。

生活の中にリハビリを取り入れ、残存能力を維持・回復・開発し、自立援助を促進する。

家族の思いを尊重しながら、家族と利用者の絆を大切にした援助を行う。

施設内に新たに憩いのスペースを設け、利用者の生活スタイルに合わせた個別的なケアの提供や利用者同士の交流を目的に、全職員が協力してスペース内の活動に取り組む。

施設入所者の長期入院に伴う空きベッドについては、短期入所者を受け入れることができるように努める。

(4) 看護

協力医療機関と関係機関の連携を密にしながら、疾病の予防と早期発見・早期治療に努める。

利用者の自立的生活の拡大を目指しながら、ケアプランとの連動による一人一人の心身状態に合わせた機能訓練計画を作成し、機能訓練を提供する。

日常生活における心身の機能を維持することが出来るよう、作業療法訓練の充実を目指す。

感染症予防のために組織的に取り組み、衛生管理と衛生教育の徹底を図り、万が一発症した場合には、関係機関との連携を図りながら感染の蔓延を最小限に抑える。

主治医、関係職種との連携により、看取りケアの充実を図る。

(5) 栄養

利用者並びに家族の意向を尊重しながら、多職種との協働により栄養ケア・マネジメントを実施する。

主治医との連携を図りながら、利用者の状態に応じた療養食の提供を実施する。

ショートステイ利用者のかかりつけ医からの食事箋をもとに療養食の提供を実施する。

選択食の機会を増やし、食事サービスの充実を目指す。

衛生管理の徹底を図る。

(6) 相談援助

多職種協働によるケアマネジメントを推進し、一人一人の利用者に対して総合的で良質なサービスを提供する。

定時の利用者相談日を設け、利用者への相談援助業務の充実を目指す。

終末期を迎えた利用者とその家族が安心して最期の時まで過ごせるように、関係職種間の調整役として、看取りケアの充実を図る。

施設サービス計画に基づく確実なサービス提供の進行管理を行う。

給付管理業務を的確に行う。

利用者の預り金等の代行業務の、一層の適正化に努める。

利用者の重度化については、家族、医療機関、関係職種との連携を取りながら、利用者が適切な環境において生活できるように支援していく。

(7) 事務

関係諸法令等に対応した事務処理の充実化を図る。

会計処理及び予算執行のより一層の適正化を図る。

物品等の整備維持、衛生環境の向上を図る。

(8) 地域との連携

社会資源としての施設の役割を認識し、地域に対して開かれた施設づくりを目指す。

(9) 職員の資質向上

職員は、常に自己の資質・専門性の向上を図り、利用者の立場になり、誠意をもって公平・公正で質の高いサービスを提供し、地域の信頼に応える。

社会人としてのマナーを身につけ、職員一人一人が質の高い人間関係を作り上げることが出来ることを目的として接遇に関する内部、外部の研修を充実させる。

職員の経験・知識・技能の段階に応じた職員研修プログラムを確立する。

(10) 安全確保

安全管理体制の強化、防災訓練の実施、消防・防災設備の充実に努める。

地元消防団との連携強化と合同夜間総合訓練を実施する。

(11) 施設設備

建物・設備等の管理・整備に努め、生活環境の向上を図る。

生活しやすさ(快適性)と安全な住まい(リスクマネジメント)に視点をおいて施設改修に努める。

ナースコール設備の改修をはかり、一層の福祉サービスの、質の向上に努める。

平成20年度

ケアハウス広瀬事業計画

1. 事業方針

- (1) 関係諸法令等の遵守とノーマライゼーション・人権尊重の理念と梁川ホーム運営理念に基づき、利用者にとって最良の居住の場を具現化するために最大の努力を尽くすものである。
- (2) 身体状況の変化等により将来への不安を抱かぬように、利用者や家族に適切な助言や相談に応じられる体制作りをめざすとともに、介護保険制度の速やかで適切な利用により、ケアハウスが利用者にとって終の住みかになれるよう力を尽くす。
- (3) 利用者同士がそれぞれのプライバシーを尊重し、ほど良い人間関係を築きながら安心して生活できるように援助する。
- (4) 利用者の権利擁護と個人情報保護法に基づく秘密保持の徹底を図る。
- (5) できる限り自立した生活を送れるように、介護予防を取り入れ実施する。

2. 事業内容

(1) 相談、援助等

入居時には、利用者の従来 of 生活状況、家庭状況および心身の健康状態等について把握し、入居後は各種相談に応じるとともに適切な助言等に努める。

介護保険制度を活用し、利用者が必要なときに適切な在宅福祉サービス等を迅速に利用できるように援助する。

身体機能が低下してきた利用者へ迅速で適切な助言や家族、関係機関等との連携に努める。

苦情解決委員会において、利用者からの要望、苦情に迅速、かつ的確な対応を図る心身が衰えないように介護予防体操を行う。

(2) 食 事

利用者の食生活の尊重と栄養管理に努める。

残菜調査・嗜好調査・栄養指導を実施し、利用者の意見を反映した献立を作成する。

利用者の体調の変化に応じて、お粥やソフト食を提供するなど工夫をする。

食事前の手指消毒を励行し衛生管理の徹底を図る。

「食は生命」というように、食事は健康保持のため重要なものであり、また、大きな楽しみのひとつでもある。利用者が一同に会し、家庭的な団欒のなか、楽しく、ゆっくり、くつろいだ食事が出来るよう配慮する。

利用者自身が食べたいものを調理する機会やオーダー食方式の食事を取り入れ、食の充実を図る。

(3) 入 浴

入浴は毎日実施する。また、入浴時間も利用者の状況に合うよう設定し、利用者の快適な生活につながるよう努める。

循環風呂の衛生に努めるとともに、利用者が「準天然温泉」を利用し、楽しみと健康管理を図れるようにする。

(4) 健康管理

定期健康診断を実施し、利用者の健康状態の把握に努める。

健康相談の機会を設け、利用者の健康維持に努める。

病院受診忘れや薬の飲み忘れをする利用者に対して、声かけしたり、通院の手配や薬の仕分けをするなどの援助をする。

(5) 行事、クラブ活動

利用者同士が親睦をはかり、生きがいや心のやすらぎが得られるように、行事やクラブ活動への

参加を促す。

パズルや計算ドリルなどの活用を通して、楽しみながら心身の活性化を図る。

利用者がさまざまな地域活動に参加することを支援する。

園内行事へ地域住民や家族の方の参加、交流を勧める。

- (6) 緊急時の対応
隣接する市立梁川病院との連携を密にし、緊急時（特に夜間時）の対応の円滑化を図る。
宿直体制により、緊急時の対応がより迅速にできるようにする。
家族への連絡が迅速に図れるように職員体制を整備する。
- (7) 安全確保
安全管理体制の強化、防災訓練の実施、消防・防災設備の充実に努める。
- (8) 施設設備
建物・設備等の管理・整備に努め、生活環境の向上を図る。

平成20年度

梁川ホームデイサービスセンター事業計画

1. 事業方針

- (1) 利用者の権利擁護と個人情報保護法に基づく秘密保持の徹底を図る。
- (2) 利用者が日常生活を営むうえでの生活障害を軽減し、社会参加を促すと同時に利用者の家族の身体的・精神的介護負担の軽減を図る。
- (3) 利用者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の援助、その他生活全般にわたる援助及び機能訓練を行う。
- (4) 介護予防支援による利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。
- (5) 関係市町村、地域包括支援ネットワークとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- (6) 居宅サービス計画、通所介護計画、介護予防通所介護計画に基づき利用者個別のサービス提供に努める。

2. 事業内容

- (1) 機能訓練の充実を目的として、外部講師の指導により個別機能訓練や運動器機能訓練のサービス提供の向上を目指す。
- (2) 個別レクリエーションの導入にて個別対応を行い、きめ細かなサービスに配慮するとともに、アクティビティサービスにおいてはオーダーレクリエーションを取入れ、利用者個別のサービス提供に努める。
- (3) 高電位治療椅子の導入整備により、利用者の利便性向上を目指す。
- (4) 梁川ホームリスクマネジメント委員会を中心に組織的に事故の分析、改善策の周知徹底、安全を目指すマニュアルの習得に努め、福祉サービスの質の向上により、安全の確保及び事故防止に努める。
- (5) 家族フリー参観日を催し利用中の様子を知っていただく。
利用の様子をお知らせするためのデイサービス広報紙を定期的に発行する。
- (6) 認知症高齢者の理解を深め、認知症の進行の予防のための取り組みを継続的に工夫していく。
- (7) デイサービス利用状況の情報提供を行い、各居宅介護支援事業所との連携をとり、利用者の増加につなげる。

平成20年度

梁川ホーム指定居宅介護支援事業所事業計画

1. 事業方針

- (1) 在宅支援の専門家集団として、個々の職員の技術の向上と人間性の研磨に努め、事業を通して社会福祉に貢献する。
- (2) 要介護者や家族の意向を重視した上で、専門的な見地からケアプランを組み立て、豊かでやすらぎのある在宅生活を支援する。
- (3) 利用者のニーズに合致した介護サービス等についての情報収集や各機関との連絡を徹底し、常に公平中立を期し、地域ケアにおけるコーディネーターとしての役割を果たす。
- (4) 常に利用者や家族、サービス担当者とのコミュニケーションを密にし、それぞれの信頼関係に基づいた介護サービスがなされるように努める。
- (5) 利用者の権利擁護と個人情報保護法等に基づく秘密保持の徹底を図る。
- (6) 利用者の介護予防、自立支援を図り、生活の質を向上できるよう支援する。

2. 事業内容

- (1) 利用者宅への訪問・面接、サービス担当者会議の積極的な開催を通し、モニタリング・アセスメントを丁寧に行い、利用者・家族のニーズの変化を把握し、利用者主体のケアプランを作成し、各関係機関との共通理解を図る。
- (2) 介護支援専門員の相談体制をさらに充実させ、中重度者や支援困難ケース等の多様なニーズに対応できるようにする。
- (3) 迅速で遺漏のないコーディネートを行うために、関係市町村ならびに他の保健医療・福祉サービスの事業者との連携を強化する。
- (4) リスクマネジメントの活動を通し、事業所全体のスキルを向上させ、一人一人の利用者に対して総合的で良質なサービスを提供する。
- (5) 訪問車両の新規整備により、利用者の利便向上に努める。

平成20年度

伊達市梁川地域包括援センター事業計画

1. 事業方針

- (1) 介護予防、地域支援事業実施要綱に基づき、地域包括ケア及び介護予防を推進する。
- (2) 地域で暮らす高齢者が自立した生活を営めるよう支援する。
- (3) 職員は、地域包括支援センターの意義・役割、各専門職の者が主として行う業務、他の専門職との連携等について理解し、業務を行う。

2. 業務内容

(1) 介護予防ケアマネジメント

- ・ 地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように支援する。
- ・ 介護予防事業対象者である特定高齢者が、筋力トレーニング事業に参加し、健康づくりに努め、介護予防を図ることができるように支援する。
- ・ 新予防給付に関わることにより、できる限り在宅で自立した日常生活を継続できるように支援する。

(2) 包括的・継続的ケアマネジメント

- ・ 各関係機関と連携を図りながら地域に根ざした活動を行う。
- ・ 地域における介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定し、支援困難事例等について各専門職や関係機関との連携により支援に努める。

(3) 地域住民の実態把握・総合相談

- ・ 地域におけるネットワーク構築を図ると共に、専門相談機関等のマップの作成や社会資源、ニーズの把握に努める。

(4) 権利擁護業務（成年後見制度、虐待防止、消費者被害の防止 等）

- ・ 速やかに市町村の担当部局に当該高齢者の状況等を報告する。
- ・ 成年後見制度の活用や老人福祉施設等の入所についての支援に努める。

(5) その他

- ・ 職員は随時、研修会等を開催・参加し、業務を行う上での必要な知識・技能の向上を図る。
- ・ 職員は、緊急な事態に常に対応できるような体制に努める。

3. 地域包括センターケア会議・内部研修等

- ・ 定期的に市町村の関係機関や、他の地域包括支援センター等と会議・研修会を行うことによって互いの連携を密にすると共に情報の共有・地域の実態把握に努める。また当センター内においても随時、内部研修会を行うこととする。